

2013年春学期レポート

あっという間に学部生最後の学期となった。本来の計画では2014年春に卒業予定だったが、オーロニ大学やサマースクールで単位を取ったこともあり、卒業が1年早まったため、今年の5月に卒業となった。今学期はインターンシップに5クラスと、今までにない多忙スケジュールだったが、それでも毎日が新しい発見の連続で、新鮮で充実した日々を送ることができ、5月17日には無事卒業できた。大学生活は、良き先生・友人・学習環境に恵まれ、充実した3年間を送ることができた。色々と苦労もあったが、得たものはそれ以上に大きく、私を大きく成長させてくれ、自信につながった。今後はギャロデット大学の大学院(行政学部)に進学し、修士号取得を目指す。

履修クラス

ソーシャルワークのクラスでは、地域や集団・組織の援助方法や量的・質的統計・研究の手順や既存データの分析・解析方法、SPSSという統計データ解析ソフトやエクセルなどの使い方を学んだり、ソーシャルワーク学部専攻課程の総まとめをした。中でも一番印象深かったのが、助成金申請書(Grant Proposal)の書き方を学んだことである。

私の実習先のクライアントは障がいを持つ受刑者が多い。何度か刑務所を訪ねたときに、刑務官に障がい者はどのくらいいるか訪ねたのだが、「わからない」の一点張り。論文をあさってみたのだが、ちゃんとした調査がされた文献が見つからなかった。そこで、刑務所内の障がい者の現状調査の助成金申請書を書くことにした。研究資金を申請するには、まず研究計画書(Research Proposal)を書かなければならない。助成金申請の目的・研究の目的・背景(過去の研究文献)・問題、なぜ研究が必要なのか・方法・被験者の選出方法・流れ、スケジュール・使用する器材・予想される結果と効果・課題・評価方法、基準・予算案など、具体化されていなければならない。また、この研究結果がどのような効果をもたらすか、こんな問題が解決・改善される、こんなことに貢献できる、といった研究の必要性を強く訴える、説得力のある申請書が求められた。書くのに大変苦労したが、クラスで中間発表をして先生やクラスメイトのアドバイスやフィードバックをもらったりして、なんとか書き上げることができた。それでもまだ実際に助成金申請できるレベルの申請書ではないので、引き続き取組んでいきたい。

一般教養科目として、Ignorance of the law is not a defense (法の不知は罰する)というクラスを履修した。罪を犯した時、「そんな法律があるとは知らなかった」という弁明は罪を逃れる理由にはならない。知らなかったことが悪いのだとされる法律上の原則の一つ。ユニークなクラス名のこのクラスでは、アメリカの民法と刑法、特にろう者や難聴者に関連する法律について学んだ。また、宿題や毎月のテストは「行列

のできる法律相談所(TV番組)」のように、「もしこういった悩みをかかえた人が弁護士である自分のオフィスに相談に来たらどうするか」といった設定で、ただ単に違法・合法である、と述べるのではなく、どの法律の何条に違法するのか、その問題はそ
の法律の対象となるか(例えば障がい者に関する法律であれば、その人が法律の定める
「障がい者」の範囲内か)、なぜ違法・不当なのか、またその問題解消のためのアドバ
イスなどを具体的に答えることが求められたので、問題は4問位だけなのに、毎回答え
るのに時間がかかり苦労した。

実習

去年に引き続き、今年も Public Defender Service Office of Rehabilitation and Development (公設弁護人事務所社会復帰促進部)に、週2回お世話になった。ソーシャルワーク援助技術の向上だけではなく、社会や経済のしくみや法律に関する知識を高める機会にも恵まれ、また、スーパーバイザーやスタッフ、弁護士、先生などに手話やろう文化を教えたりして、ろう者へ対する理解を深めてもらっている。特に実習先のスーパーバイザーは私を呼ぶ時に電気を点滅させたり、手を振りかざしたり、また、私の名前を言うときに私のサインネームを使ったり、手話を覚えてくれたりと、以前よりも会話がスムーズにできるようになった。些細なことかもしれないが、理解のある人と一緒に働けるといふ安心感は大きなものであると感じた。春学期に入ってから、裁判や個別教育プログラム会議などに参加する機会や任されるタスクが増え、責任を感じると同時に、やりがいも大きく感じた。

障がい者の方と仕事をさせてもらうことが、多かったのだが、アメリカ人障がい者法(Americans with Disabilities Act: 以下 ADA 法)。の効力の強さを実感するとともに、ADA 法の課題・欠点も知ることができた。

今まで聾のクライアントの裁判と保護観察面接に参加したのだが、どれも有資格の法廷手話通訳とろう通訳がついていて驚いた。さすが。

だがおかしなことに、彼が通っている地元の高校には、通訳者が一人しか派遣されていない。普通なら、1時間以上の通訳なら2人通訳がついているはずである。8時間の通訳に1人はおかしい。しかも通訳として通用しない程、低レベルである。なぜこんなことが起こっているのか？

アメリカの場合、手話通訳派遣事務所は日本のように公営ではなく民営で、市にいくつもの手話通訳派遣企業がある。ADA 法により、ろう者に対する「適格な通訳者(qualified interpreter)」の派遣が義務付けられているが、ここでの「適格」の定義は「公認手話通訳士有資格者」とはされていないため、企業が「適格」だと判断すれば手話通訳士の無い者でも通訳ができる。学校に聞いてみると、予算の理由から一番安い通訳事業と契約を結んだそう。すぐに通訳事業を変えてもらうように頼んだ。

実習を通して、ギャロデット大学では当たり前だったことが、外部では共通ではないことがある、ということに気づいた。改めてギャロデット大学の通訳者の専門性の高さに感謝した。

世界を震わせた DPN

今年、聾史にとって重要な運動 Deaf President Now (DPN, 今こそ聾の学長を)がギャロデット大学で起こってから 25 周年を迎えた。25 周年を記念して、ギャロデットでは今学期数多くのイベントが催された。最後のイベントでは、Wilma Newhoudt-Druchen 氏と Bruno Druchen 氏による講演が行われた。Wilma Newhoudt-Druchen 氏は南アフリカ出身のろう女性で、ギャロデット大で修士号(ソーシャルワーク学部)を取得した。現在、南アメリカの国会議員と世界ろう連盟の副理事長を務めており、ろう者の人権向上に力をいれている。Bruno Druchen 氏もろう者で、現在南アフリカろうあ連盟の理事長をしている。

Wilma 氏によると世界中のろう者人口のうち、83%のろう者は教育を受けられずにいるそうだ。その多くは発展途上国のろう者ということだが、先進国にも十分な教育を受けられずにいるろう者は沢山いる。バイリンガル教育を受けられるろう者はたったの 3%だけだそうだ。この 3%という数字を大きくする為に、世界ろう連盟は国連障がい者権利条約の啓発に力をいれている。

「ろう者は聞くこと以外はなんでもできる (DPN 後、ギャロデット大学初のろう者の学長となったキング・ジョーダン氏の言葉)」ことを証明し、世界を震わせた DPN は、25 年たった今でも世界中のろう者に勇気と希望を与え続けている。一人一人がそれぞれの能力・強みを最大限に活かし、一丸となってよりよい社会が築けるよう、これからも DPN 精神を忘れず前進していきたい。